

令和8年度大磯町教育委員会第4回定例会議事録

1. 日 時 令和8年7月16日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時28分
2. 場 所 本庁舎4階第1会議室
3. 出席者 武 沢 護 教育長
櫻 田 京 子 教育長職務代理者
鈴 木 孝 善 委員
吉 田 浩 二 委員
諸 岡 紀 子 委員
藤 本 道 成 教育部長
須 田 幸 年 学校教育課長
高 尻 恭 子 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
齋 藤 永 悟 町民福祉部長
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
鳥 海 淳 一 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 0名
5. 傍聴者 8名
6. 付議事項
議案第8号 教育長の兼業及び職務専念義務の免除について
議案第9号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第10号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
議案第11号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
7. 報告事項
報告事項第1号 令和8年第2回（6月）大磯町議会定例会及び第2回（7月）大磯町議会臨時会について
報告事項第2号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について
報告事項第3号 令和8年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第4号 いじめに係る対応等について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和8年度大磯町教育委員会第4回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項4件でございます。

本日は5名、全員出席していますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立しました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えていますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和8年度第3回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和8年度第3回定例会会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和8年度第3回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、6月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関することについてご報告します。「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」です。こちらは、令和8年6月中に教育長が臨時代理処理した事項となります。詳細につきましては、後ほど報告事項第2号として担当より報告させますので、よろしくお願いいたします。

本日の報告は、以上でございます

【付議事項 議案第8号 教育長の兼業及び職務専念義務の免除について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第8号「教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第8号「教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」、本文については省略いたします。令和8年7月16日、大磯町教育委員会教育長 武沢護。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第8号「教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」、提案理由をご説明いたします。本案については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項及び「大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例」第3条の規定に基づき、「教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」、付議するものです。詳細については、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長) 本議案は、教育長である、私の一身上に関する事案です。地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第14条第6項の規定により、「当事者は議事に参与することはできない」とされておりますので、議事進行を教育長職務代理者にお願いしたいと思います。

職務代理) それでは、私が議事進行を務めさせていただきます。先ほど教育長から当事者は議事に関与できないとのご説明がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項ただし書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができます。

委員の皆様にお諮りします。武沢教育長に、このままご出席いただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

職務代理) 異議なしの声がありましたので、このまま会議を続けさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長) 案第8号 教育長の兼業及び職務専念義務の免除について、補足説明いたします。

まずは、説明資料3ページの「関係法令条項(抜粋)」をご覧ください。

「1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の2つ目の○の「第11条第7項」をご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項では、「教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他の人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは、自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て、いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と定められています。

武沢教育長は、これまで、津田塾大学学芸学部の非常勤講師として、学生の指導にあたっておられました。この度、大磯町教育委員会教育長に任命され、教育長の職に就かれています。年度途中で、これまで指導にあたってきた学生への責任もあり、令和8年度中は、学生への指導を継続したいとのご希望があります。

その他に、東京都立目黒高等学校の学校運営連絡協議会委員、また、数研出版株式会社の高等学校情報科関連図書の執筆及び検査についても、教育長への就任前に決まっていた事務のため、令和8年度中は、これらの事務を、責任を持って務めたいとのご希望があります。

本件は、これらの事務を兼業することの可否についてお諮りするもので、「教育長としての職務の公正円滑な執行に支障がないかどうか」という視点からご判断いただくことになります。また、説明資料3ページ、「1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の1つ目の○の「第11条第5項」をご覧ください。

こちらの条文には、教育長の職務専念義務について定めていますが、「大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例」第3条により、「教育委員会が承認した場合には、職務専念義務が免除されることができ」とされていますので、職務専念義務の免除についても併せてお諮りいたします。

従事する事務の詳細については、説明資料の1ページから2ページに掲載したとおりです。以上で、「教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」の補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

<質疑応答>

職務代理) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

職務代理) 私から、質問してよろしいですか。こちらはキャンパスに行かれる感じなんですか。
教育長) はい。

諸岡委員) 体だけお大事に、ご無理なさらないように。異議ないです。

職務代理) 教育長のお仕事的には、いらっしゃらないことで何か不都合とかは。

教育長) 津田塾大学の場合は、毎週水曜日になりますけれども、議会とか、各委員会がもし入れば、そちらを優先して。それで津田塾大学の方を休講もしくは、代替の、コロナのときに全部ビデオのレクチャー講義コンテンツがありますので、そういう対応をして、町の行政を最優先するというのを考えていますので、事務局と調整をしながら、こちらを優先すると。

それから、併せて教科書に関してですけれども、教科書に関するものというのは、非常にデリケートなところがあります。それはどうしてかということ、採択があるからですが、今回の場合は、高等学校の教科用図書ですので、地域の教科書採択には影響ないと考えています。全ての業務、この三つとも、次年度は少し、また改めて考えますので、なるべくこちらを優先して職務に専念してまいります。

職務代理) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第8号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

職務代理) 異議なしの声がありましたので、議案第8号「教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

それでは、ここからの議事進行を教育長に戻します。

【付議事項 議案第9号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 次に、議案第9号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」を議題いたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第9号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、本文については省略いたします。令和8年7月16日、大磯町教育委員会教育長 武沢護。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第9号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、提案理由をご説明いたします。

本案については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定に基づき、「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものです。

詳細については、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第9号、令和8年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。議案第9～11号説明資料の1ページをお開きください。

教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、令和9年度大磯町立小学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一の教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されています。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとされています。

したがって、令和9年度に大磯町立小学校で使用する教科用図書につきましては、今年度と同様、議案の別紙のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

鈴木委員) 教科書の変更はありませんか。

学校教育課主幹) ありません。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第9号について、原案どおりで、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第9号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第10号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 次に、議案第10号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」を議題いたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第10号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、本文については省略いたします。令和8年7月16日、大磯町教育委員会教育長 武沢護。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第10号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、提案理由をご説明いたします。

本案については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定に基づき、「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものです。

詳細については、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

学校教育主幹) 議案第10号、「令和9年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、補足説明をさせていただきます。

詳細につきましては、先ほどの議案第9号の令和9年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択と、理由は同じでございます。こちらについても、4年間、同一教科用図書を採択する期間内となっておりますので、今回につきましても、同じものを採択するということでございます。

補足説明につきましては、以上でございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第10号について、原案どおりで、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第10号「令和9年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第11号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」】

教育長) 次に、議案第11号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第11号「大磯町立小学校の特設支援学級で使用する教科用図書の採択について」、本文については省略いたします。令和8年7月16日、大磯町教育委員会教育長 武沢護。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第11号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、提案理由をご説明いたします。

本案については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定に基づき、「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものです。

詳細については、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

学校教育主幹) 議案第11号、大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、同法施行令第14条並びに学校教育法附則第9条の規定により提案するものです。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

の中から、教科用図書を選定することができます。

特別支援学級では、在籍する児童一人ひとりの特性や学びの進度に応じた、柔軟な教育的支援が求められております。近年、特別支援学級に在籍する児童の特性や学びのニーズは多様化しており、その状況は様々です。

こうした状況の変化を踏まえ、児童一人ひとりの特性の即した教材が必要であると考え、学校と保護者との教育相談の中で意見を伺いながら、お子さんのニーズに合わせた教科用図書を使用することが望ましいと判断しました。

従いまして、2教科2種目について、別紙のとおり「特別支援学級で使用する教科用図書一覧」として提案し、採択したいというものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

職務代理) 国語と算数はこういう形で選ばれているんですが、それ以外の教科に関しては、先ほどの小学校の教科書を使う感じなんですか。

学校教育課主幹) そのとおりでございます。

職務代理) それから、国語が、星が一つ、二つ、三つみたいな感じで、種類があるんですけど、これはどういう区別をして使うものなんですか。

学校教育課主幹) こちらは、いわゆる星本というふうに呼ばれているものでして、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書でございます。この星の数によって難易度が分かれておりまして、主に知的発達遅滞の方に合わせて、その速度に応じてこの教科書を選んだり、あとは、その他の障害においても、その障害の特性に応じたものがそれぞれ用意されております。

今回は、主に知的発達遅滞等、そうしたお子さんが使用する教科書を今回挙げさせていただいております。

以上です。

職務代理) ありがとうございます。

教育長) 私からも質問で、星が多いほど難しいのか。

学校教育課主幹) そうですね。星が一つですと一番易しいものになって、徐々に増えていくと、難易度というか、グレードが上がっていくようなイメージです。

職務代理) 算数の星が二つあるのが、(1)、(2)とあるのが謎ですが。

学校教育課主幹) これは分冊になっています。ですので、一応これで一続きの教科書となります。

教育長) 先ほどご説明があったかもしれないけど、これは文科省がこの教育出版と東京書籍に直接作るのを依頼しているんでしょう、これ。

学校教育課主幹) はい。発行自体は教科書会社になっていますが、その中身について、文科省が定めています。

教育長) いかがでしょうか。なかなかちょっと興味ある内容で、ちょっと見たいなとも思いますけど。採択に関して、よろしいでしょうか。

鈴木委員) この教科書なんですけど、こどもの実態に合わせて、それから保護者の声を聞いて、使う側の教員の声を拾いながら選んだということで、その辺はやはり、丁寧に、実態に合わせた

教科書を選んでいただきたいと思います。

学校教育課主幹) ご意見、どうもありがとうございます。

教育相談の中で、学校で実際に授業の様子を見取ったものと、後は保護者のご意見と、ご本人の意向も踏まえて選んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長) 他にいかがでしょうか。

恐らく、これから文科省が電子教科書のオーケーを出したので、特に支援学級、学校などでの電子教科書の採択は、これからも重要になるかなという気がしますけど、今後の、やっぱりそれは課題かなという気がします。

それでは、支援学級への教科用図書の採択について、ご異議ございませんでしょうか。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第11号について、原案どおりで、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第11号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第1号「令和8年第2回（6月）大磯町議会定例会及び第2回（7月）大磯町議会臨時会について」】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号「令和8年第2回（6月）大磯町議会定例会及び第2回（7月）大磯町議会臨時会について」、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号、令和8年第2回（6月）大磯町議会定例会及び第2回（7月）大磯町議会臨時会について、概要をご報告いたします。1枚おめくりいただき、表紙の裏面が、資料の目次となります。まず、6月議会定例会についてです。会期は、6月2日から6月16日までの、15日間の日程で開催されました。資料の1ページをご覧ください。1ページから2ページが提出議案の一覧です。

なお、件数番号に○が付いているものが、教育委員会関連の議案です。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。恐れ入りますが、資料は3ページをご覧ください。

議案第38号「財産の取得について」の議案書と、4ページ、5ページが説明資料です。1人1台端末、iPadを2,639台購入することについて、議会の議決を求めたものです。本案については、賛成者全員により原案どおり可決されました。

資料は、6ページ、7ページをご覧ください。議案第39号「財産の取得について」の議案書と説明資料です。町立小中学校教育用大型提示装置、電子黒板とモニターを購入することについて、議会の議決を求めたものです。本案については、賛成者全員により原案どおり可決されました。

1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。議案第41号「令和8年度大磯町一般会計補正予算（第1号）」の議案書と説明資料です。さらに1ページおめくりいただき、10ページから12ページの件数番号に○が付いているものが、教育委員会関連の補正予算項目です。

まず、歳入ですが、11ページをご覧ください。政策課の所管になりますが、2番の一般寄附金

と、子育て支援課所管の4番の子ども基金繰入金が、教育委員会関連の歳出予算の財源となっています。

2番の一般寄附金については、今年の4月に篤志家から4,000万円の多額の寄附をいただきました。その方は、大磯小学校と大磯中学校の卒業生で、当時は吹奏楽部に所属していたとのことで、「大磯小学校と大磯中学校に2,000万円ずつ活用してほしい」、「吹奏楽の楽器の購入に活用してほしい」、「各学校が要望する事業に活用してほしい」、「武道館で使用する冷風機の購入に活用してほしい」という意向が示されています。そのため、後ほどご報告しますが、この寄附金の一部を活用して歳出予算を計上しています。

次に、4番の子ども基金繰入金については、ただいまご報告しました寄附金を活用して大磯小学校と大磯中学校の2校に整備する備品は、国府小学校と国府中学校にも必要な備品ですが、寄附者の意向もあり、この寄附金を財源として活用できませんので、国府地区の2校には、子ども基金繰入金を財源として、大磯地区の2校と同様の備品等を整備するために、歳入予算に計上したものです。

続きまして、歳出です。1枚おめくりいただき、12ページをご覧ください。いちばん上の8番の大磯町立小中学校冷水機整備事業の「工事請負費」については、町立の小中学校4校に、冷水機を整備するものです。大磯地区の2校には一般寄附金を、国府地区の2校には子ども基金繰入金を財源として活用します。この事業については、2枚おめくりいただいた16ページに事業の詳細を掲載していますので、後ほどご覧ください。12ページにお戻りいただき、その下の9番の学校運営事業（小学校費）の「事業委託料」については、大磯小学校での陶芸ワークショップを開催するための事業委託料として予算計上したものです。財源については、一般寄附金を活用します。

次に、その下の「学校備品購入費」については、小学校における楽器や製氷機といった学校備品を購入するために予算計上したものです。財源については、大磯小学校には一般寄附金を、国府小学校には子ども基金繰入金を活用します。

次に、その下の10番の学校運営事業（中学校費）の「学校備品購入費」については、中学校における楽器、製氷機、テントといった学校備品を購入するために予算計上したものです。財源については、大磯中学校には一般寄附金を、国府中学校には子ども基金繰入金を活用します。

次に、12番の武道館維持管理事業の「機械器具購入費」については、教育委員会の所管ではありませんが、歳入でご説明しました一般寄附金を財源として、町立武道館に冷風機を購入するために予算を計上したものです。

なお、この補正予算においては、一般寄附金4,000万円のうち1,409万7,000円を活用します。残りの2,590万3,000円については、1ページ戻っていただき、11ページの歳出6番の子ども基金積立事業の「子ども基金積立金」に積み立て、令和9年度以降の財源として活用する予定です。

この補正予算においては、教育委員会関係では、5人の議員から質疑がありました。質疑の内容としては、石川則男議員から「一般寄附金」の歳出予算の充当先について、二宮加寿子議員から「大磯町立小中学校冷水機整備事業」の冷水機の設置台数等について、鈴木たまよ議員から、同じく冷水機の浄水機能について、亀倉弘美議員から小中学校費の「学校運営事業」の楽器の購入費と、陶芸ワークショップに係る事業委託料の内容について、玉虫志保実副議長から、同じく小中学校費の「学校運営事業」の製氷機とテントの購入について、質疑がありました。

その後、資料17ページから22ページのとおり、議会から「物価高対応高齢者生活支援商品券発

行事業」を削除する修正動議が提出されましたが、討論・採決の結果、賛成者少数により否決され、原案が可決されています。

次に、23ページをご覧ください。6月16日の6月議会最終日の追加議案についてですが、○の付いている2議案が、教育委員会関連の議案となっています。1枚おめくりいただき、24ページ、25ページをご覧ください。議案第44号「教育委員会の教育長の任命について」の議案書と説明資料です。府川前教育長の辞職に伴う教育委員会の教育長の任命について、議会の同意を求めたものです。本案については、賛成者全員により原案どおり可決されました。

1枚おめくりいただき、26ページ、27ページをご覧ください。議案第45号「教育委員会委員の任命について」の議案書と説明資料です。武沢前教育委員の辞職に伴う教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めたものです。本案については、賛成者全員により原案どおり可決されました。

1枚おめくりいただき、28ページ、29ページをご覧ください。陳情第6号「子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」でございます。この陳情については、5月22日に議会で受理され、6月議会初日に福祉文教常任委員会に付託し、6月5日開催の福祉文教常任委員会において審査する旨の報告がありました。

福祉文教常任委員会では、審査の結果「採択」となり、6月議会最終日の審査でも「採択」となりましたので、29ページのとおり、意見書案第3号「子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」が追加議案として提案されました。本案については、原案どおり可決されました。

続きまして、6月9日、10日に行われた一般質問の概要についてご報告します1枚おめくりいただき、31ページから35ページまでが一般質問の通告内容で、○印、アンダーラインの部分が教育委員会関連の質問で、5人の議員から質問がありました。

31ページの下段をご覧ください。竹内恵美子議員からは、「認定こども園の進捗状況について」という表題で、記載のとおり質問がありました。

次に、上段をご覧ください。石川則男議員からは、「町民のささやかな疑問・要望にどう応えるのか」という表題で、「児童の通学時の行動」についての質問、また、「いじめ重大事態について」という表題で、記載のとおり質問がありました。

次に、1枚おめくりいただき、32ページの下段をご覧ください。鈴木たまよ議員からは、「町立小中学生の通学時における熱中症対策について」という表題で、記載のとおり質問がありました。

次に、33ページの下段をご覧ください。おかみゆき議員からは、「公共施設整備における整合性と将来負担について」という表題で、「教育施設等長寿命化計画」に関して、記載のとおり質問がありました。

次に、34ページの下段をご覧ください。高橋英俊議員からは、「町ホームページで令和8年3月30日に公表された、いじめ重大事態の発生に伴う調査報告書についての、本町の対応と今後の再発防止策について」という表題で、記載のとおり質問がありました。

6月議会定例会の概要報告は、以上です。

次に、7月議会臨時会についてです。会期は、7月7日の1日間の日程で開催されました。資料の36ページをご覧ください。こちらが提出議案の一覧で、提出議案は「令和8年度大磯町一般

会計補正予算（第2号）」の1件でした。

内容については、国の補正予算で地方公共団体に交付された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（11,814万円）」を財源として、低所得者世帯に対して1人当たり6,000円の商品券を配布する予算を計上しました。質疑の後、討論、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

7月議会臨時会の概要報告は、以上です。なお、本議会の会議録は、後日、町のホームページに掲載されますので、詳細については、そちらをご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

教育長） ただいま、6月議会、それから7月の臨時会に関する詳細なご説明がありましたけれども、何かご質問があればお願いいたします。

職務代理） 冷水機について質問させてください。各学校、何台くらい設置するんですか。

教育部長） 4校で、合わせて22台で、小学校が6台ずつ、中学校は5台ずつ入れる予定です。

職務代理） それは、普通の水道水を飲料水みたいな形に変えるものなんですか。

教育部長） そうですね、機械自体は水道から水を引っ張って、皆さん水筒を持って来られるので、水筒に入れるような造りになっているものです。

職務代理） ありがとうございます。

鈴木委員） あと、製氷機はどこに設置されることになるか。

教育部長） 製氷機については、国府小学校と国府中学校の保健室には、製氷機が今ないような状態だったので、この2校に、やはりこれから暑くなるので、保健室に来られた児童・生徒さんの冷やす目的で、製氷機というものを新たにここで設置するといったものになります。

吉田委員） 今までなかったんですね。

教育部長） そうですね。なかったんですね。

教育長） じゃあ、吉田委員。

吉田委員） iPadのことで教えていただきたいのが、ちょっと、切替の時期でしたっけ、古いものから新しいものに。

教育部長） そうですね、最初に一斉に入れたパソコンが、ここで5年たちますので、一斉にここで切り替えるということで、今回2,600台購入いたします。

吉田委員） かなりその入替の前の段階で、こどもたちが使うこともあって、落としたりして壊れてきて、修理だったりとか、非常にその困ったことを聞いたことがあって、これって、予備をかなり、購入されているものなのか、そのやりくりというか、その辺がちょっと心配と言いますか、ちょっと教えていただければなと思ひまして。

教育部長） 今回、2,639台の中には、生徒数の15%分の予備機というものを導入と言いますか、余分に購入するような予算になっておりますので、不良によって使えないというようなところがあると、すぐに代替機を児童生徒にお渡しできるように対策を取って今回購入する予定です。

吉田委員） その15%は、もう予備として学校に幾つか置いてあるということなんですかね。

教育部長） そうですね。最終的にはそういうふうに予備機を学校に置いて、もうすぐに交換して、今の児童生徒が使えるようにというような準備をしようと思ひています。

吉田委員) 一番壊れるのが、やっぱり、落とした破損ですか。

学校教育課長) 一番壊れるのは、こどもたちの、やっぱり落とすというのが一番多いんですけども、幸いまだこの5年間の実績で言うと、iPadなので、ちょっと他市町のChromeよりは故障率はかなり低かったかなというところは確認できています。

ただ、落として、画面割れで修理に出したところ、本体代金がそのまま請求されるケースが多かったので、予備機として学校に各数十台ずつ、もしくは100台ずつくらい置ければ、そのほうが、より効率的かというところで、予定しております。

吉田委員) ありがとうございます。

もうちょっと聞かせていただきたいのが、これ、こどもたちは持ち帰りというのを結構学校でやっているのかとか、その辺を教えていただけませんか。

学校教育課長) 持ち帰りについて、基本的には、中学校のほうは持ち帰りが基本で、本当に文房具と同じような感じで指導しております。

小学校については時期の限定や、低学年は持ち帰りは難しいので、その辺はこどもたちの様子と、どこまで指導が行き渡っているかというところの様子で、柔軟に運用は変えている状況でございます。

吉田委員) すみません、ちょっとしつこいですけど、ご家庭にWi-Fiとかそういうのがないところというのは、どんなような使い方、何か支援とかがあるんですか。

学校教育課長) 最初、導入する前はWi-Fiのことが懸念されていたんですが、持ち帰る際に調査、家庭にヒアリングしたところ、特にネットについて。もしネットがつかない場合に、こちらで代替機、ということも検討しますというお知らせを出して調査したんですが、各家庭で特にそういう要望が今のところないので、恐らく家のWi-Fiか、いわゆるスマホのテザリング的なもので使っていたのかなというふうに思われます。

以上になります。

吉田委員) 今ちょっと使っていて、ちょっと困るとか、そういう保護者からの声とか、後は先生方で使っていて、何か困ることで何か代表的なものというのがあったら教えていただきたい。

学校教育課長) そうですね。やっぱりこどものルールが、使い方のルールが行き渡らないときに、休み時間の使い方、やっぱり先生がいない、目が届かないところで、やはり禁止されているゲームや、フィルタリングをかけてもそのフィルタリングを潜り抜けて、SNS、YouTubeということもあったので、その辺の強化については業者と相談しながら、いちごっこでも、こちらのほうが早く対応できるようにルーティンを組んでやっていきたいと考えています。

今回の新しいところは、当然そのセキュリティーに関してかなり強化されて、利便性も同時に向上しているという形で調整していますので、恐らく使い勝手については向上するという見込みでございます。

以上でございます。

教育長) いかがでしょうか。

何か担当にお聞きしたら、まだ両小学校とも低学年はかなり制限された使い方をしているんですよ。

学校教育課長) 特に、小学1・2年生については、なかなかそのiPadを授業で使うこと自体もまだ難しい。本当に限定的な使い方、やっぱり実際に鉛筆を持って、ノートを使ってというところからというのが、やはりどうしても多くなってしまう。ただ、場面によっては、当然デジタルの

ほうがいい場合も、アナログがいい場合もあるので、その辺のハイブリッドというのは、本当に組み合わせながら、手探りながら進めていくしかないのかなというふうに考えています。

諸岡委員) 我が家の話をすると、持ち帰った際に、自分のスマホが使えない時間帯に、お腹にこうやって、隠れて自分の部屋に持って行くところに、すんと落ちました。

教育長) 壊れたの。

諸岡委員) 壊れてない。なんというか、だからその、親に隠れて使おうという考え方もできなくもないし、さっきの課題の使い方の進め方。あとは、先生によっては、これが終わったら、終わった人からiPadを使ってもオーケーだよとかというような感じで、時間を有効活用なんですけど、そうするとiPadがしたいから、その手前のところがちょっと雑になっちゃうとかというところがあるのかなと個人的に思っていて、ただ、これからiPadだとか、そういうパソコンを使う時代に絶対になるので、その授業に入れるのはもちろんなんですけど、そのルール決めとフィルタリングというのはずっと課題かなと思いますけど。

1年生は朝顔を写真に撮って、そこにお名前を入れてとかという、ちょっとパワーポイントの練習の手前の事ができたりとかというので、低学年からすごく変わってきたなと思います。最初の初期導入のときよりは、やる事が年々増えているかなと思っていて。いいこともあり、悪いこともあります。

教育長) 難しいですね。

諸岡委員) でも、切って切れないから。ただ、やっぱり、今暑さが強くなって、中休みとか昼休みにお外に出れない時間が増えて来て、そういうときはやっぱりそのiPadに救われている部分というのもすごくあって、それはでも先生の監督下の中で、ルールが決まっている状態で、自分たちがやっていいクラスルームの中のものだけとなっていれば、過ごし方としては、こどもたちもせつかくの休み時間に、廊下とかを走り回って、その中でけがが起きるくらいなのであれば、iPadを上手に使ってというのはあるかなと思いますし、やり方次第です。課題がいっぱいですけど。

学校教育課長) そうですね。できるだけ禁止という形にはしないという方向がいいと思うんですね。やっぱり、ICTとAIについては、ちょっと教育には欠かせない視点になっているので、どう使うかというところが、やっぱり学校と一緒に考えていかなきゃいけないのかなというのを思っています。

トラブルが起こったから禁止というのはすごく簡単な措置なんですけど、それはちょっと違うかなというところもおっしゃるとおりで、その辺の運用とルールについて、後はどう作成していくか。やっぱり有効性をどうやって引き出していくかということがこれからの課題だなというふうに考えています。

教育長) これは私も非常に興味があるところでして、新しい指導要領が2030年から、これから、今文科省がやっていますけど、小学校3年から、本格的に情報を取り入れようとしているプログラムが走っている。小学校3年・4年と言って、中学・高校。併せて今後はSNSの対応を、ヨーロッパは非常に厳しく、3歳から16歳まで禁止するけれども、日本はどうするかというようなことで、先日、ノルウェーの教育大臣が非常に電子媒体についてのネガティブな発言をしてちょっと注目を浴びたということがありますので、我が国としてどういうふうに考えていくかということとは、やはり教育の全体、特に大磯町のあたりが先導して、何かいいものを創っていただければなというのは、私は個人的に思っています。難しい問題ですね。

ほかにございますか。たくさん、今、6月、それから補正の案件がありましたけれども、いかがでしょうか。4,000万円の寄附も非常に有効に、我々としては活用したいと考えています。

議会報告はよろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問を終了します。

【報告事項第2号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」】

教育長) それでは、報告事項第2号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 現在の大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間の任期となっています。

この委員のうち町立小・中学校PTA代表者として大磯町立学校PTA連絡協議会より委員を推薦していただいておりますが、今回、団体の役員改選に伴い委員が欠員となりましたので、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、前任者の補欠委員として委嘱したものです。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

【報告事項第3号「令和8年度 第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」】

教育長) 次に報告事項第3号「令和8年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 本委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの未然防止から重大事態への対応まで、町として実効的な対策を講じるために設置されたもので、平成27年度以降、附属機関として継続的に開催しているものです。

今年度第1回の委員会は、7月3日、金曜日、午前10時から、大磯町役場本庁舎4階第1会議室にて開催いたしました。

出席者は、いじめ問題対策・調査委員会の委員4名出席され、傍聴者の参加はありませんでした。

会議は、教育長のあいさつ、委嘱状交付に続き、協議及びその他報告事項という流れで実施されました。

協議の内容について主な点をご報告いたします。いじめ問題に対する取組みについて、事務局からは以下の報告を行いました。いじめの定義を確認したうえで、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止の4本柱での体制強化について説明。学校では定期的にアンケートを実施、全校で学期に1回以上、Googleフォーム等の活用も進めている。会議体の定期開催、SC・SSW等の専門職を交えた組織的対応の推進について。他に月1回の認知集計や、必要に応じた認知報告書の提出体制について。また、リーバー社の「心の健康観察アプリ」の実施状況と活用事例について。

「かながわ子どもサポートドック」の活用による専門的なスクリーニングとプッシュ面談の実施について。アンケート保管の基準統一、小学校は義務教育終了まで、中学校は実施から5年間という内容で統一を図りました。委員からは、「心の健康観察アプリ」の実施と活用について、肯

定的な意見、いじめの未然防止だけでなく、家庭での様子を把握、教職員のチェック体制と活用の仕方について質問をいただきました。低学年でも直感的にその日の気分を選択できるアプリのインターフェイス、自由にコメントが記入できる点などを説明させていただきました。

令和7年度いじめ認知状況及び対応について、事務局からは次の報告をいたしました。「冷やか・からかい」「軽くたたかれる」といった行為が集計の中では最も多く、特に「金品」「暴力」などの事案については町教委も注視して対応している状況。学年が上がるごとに認知件数は減少する傾向があり、こどもの精神面での成長がうかがえる。いじめの「解消」の定義は「3か月経過し、本人・保護者ともに解消と確認できた場合」とし、目安があるが安易に判断せず、継続支援を重視。認知件数の増加については、学校の取組み姿勢や認知意識の高さのあらわれであり、件数の「多い」「少ない」が学校の良し悪しを示すものではない旨を教育委員会として説明した。委員からは、「解消していない・改善が見られない」といった報告についての具体的な事例について質問をいただきました。これについては、人間関係が修復できなかったケース、継続して対応中の案件。また被害。加害双方の保護者への連絡の基準についてご意見をいただきました担任だけの判断で保護者への連絡の判断をせず、組織として判断することを説明させていただきました。

重大事態に関しては、町として対応中であることを委員に共有し、それぞれの進捗や課題について意見交換を行いました。

令和8年度 第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果についての報告は以上でございます。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

鈴木委員) こどものいじめの問題ですけど、実は私が脳梗塞で倒れて病院で入院していて、それで、ベッドから車いすに移るときに倒れたんですね。そうしたら、それをナースが見て助けてもらったんですけど、その情報がパソコンで入力されて、全職員というか、ナースも介助者も、それからリハビリの担当者も、みんながその情報を、みんな共有しているんです。というような、パソコンに入力して、私のデータが、こんなことがあったよとみんなが共有している、それで組織で動いている。

学校もきっとそういう形になっているんじゃないかと。昔、ハウレンソウと言われました、若い時に。報告・連絡・相談、これが基本なんですね。それで、大磯の小学校・中学校もやっているとと思うけど、その辺がもうちょっと組織で共有化されている。職員で意識しているかどうか。その辺はどうですかね。まず一つ、そういう情報がどのような形で共有されているか。学校は組織的にやっているのか。その辺をお聞きしたいんですけど、実態はどうか。

学校教育課主幹) ではご説明させていただきます。学校によって対応が様々、それぞれの学校の実態に応じた共有の体制はしていると思うんですけども、基本的には、やはり大磯町、過去の事例も生かして、早期に共有するようにしていくことは共通理解しています。

その入力等、起こった事例については、過去の出来事とか、気になることについては、やっぱりそうした項目で入力するという事例もあるというふうに聞いております。ただ、全部の学校がそういうやり方を取っているかについては、情報収集不足で全てお答えできないんですけども、

各学校の取組み方に応じて、そうしたことについては早期に共有し、連携するということとで一致していると考えております。

以上です。

鈴木委員) その辺が、大磯町だけでなくほかの市町もそういういじめ問題で大騒ぎしていますが、やはりその、大磯町に何校かあって、ここの学校はこういう取組みをして、ここの学校はやっていないというわけじゃないけど甘い、そういう差があってはいけないで、その辺は教育委員会がきちっとそれを各学校で意識してきちっとやっているかどうか。その実態把握をしてもらいたいなというふうに思います。

それから、あと、こどものことを考えたときに、こどもがそういうふうにいじめの問題で悩んでいるときに、やはり担任だけじゃなくて、担任も若い先生や経験の浅い先生がいますから、対応の仕方がまずい場合があります。そういう差があって、そのときに、まずは学年でその情報を共有する。また、学校全体で共有する。そして、こどもたちの、この子はこういう実態だということをみんなで共有して、全職員で対応する。それが必要じゃないかと。

そしてまた保護者も、ちょっとしたこと、普通、大丈夫だなということも過敏な方もいます。神経質。そういう方に対して、やはりそういう情報を、幼稚園とか保育園とか、そういうときもそういう方は意外と神経質になっています。そういう情報もずっとデータ化して、みんなが共有して、そういう方にはどういう対応をしたらいいのか。そういうことが必要だと思います。

教育長) その辺、いかがですか

学校教育課主幹) 今年度についても、いじめの対応についてはやはりございました。町教委のほうにも相談で何件か来ておりまして、その事例を振り返りますと、やはり校長がリーダーシップを取って、いじめ問題に即日対応し、このいじめを認知した時点ですぐに学校の中で支援会議を開き、校長のリーダーシップの下に、次に保護者への対応ですとか、お子さんのケアについて検討がなされました。町教委についても、そうした会議の初動の段階で今回私のほうも会議に参加させていただいたケースもございまして、できるだけ早く対応するということで、それがすぐ保護者への回答につながっているケースもございます。

その事例を考えますと、やはりそうした保護者の方のご心配に寄り添って対応したものですとか、後はご要望もしっかりと記録を取って、それに対する回答としてどういうことができるかということをお示ししながら、対応の見通しを立てながら、実際にやっていますので、過去の反省を生かしながら取り組んでいるというふうに感じております。

ただ、今、やはりその問題についても、すぐ解決に結びつかないケースもありますので、継続して今取り掛かっていただいておりますし、町教委としても経過について把握していくように努めております。

以上です。

鈴木委員) 私が言いたかったのは、校長をトップに組織でやっていると思うんですけど、全職員が、1人ひとりが意識することが大事なんです。そのことによって、自分のクラスのこどもたちや保護者への対応の仕方が変わってくる。だから、ごく一部で対応しましたじゃなくて、その辺の情報を職場全員が共有しているかどうか。そういうのをきちっと行っていきたいなというふうに思います。

学校教育課主幹) ご意見、どうもありがとうございます。

ぜひこの委員会の中でいただいたご意見として、各学校の、こうしたご意見があったことをお

伝えたいと思います。ありがとうございます。

教育長) この件に関してはいかがでしょうか。

職務代理) このいじめ問題対策調査委員会が開催されました。それで、こういう事の報告があったということは、各学校には伝わっているんですか。各学校の方には、こういう内容の会議だったという報告はされているんですか。

学校教育課主幹) そうですね。こちらについては、学校長等の経営者等で、こうしたことが行われたということは、事後の報告として、校長に対してお伝えさせていただいております。

職務代理) ちょっと感じたのは、こういう形で町も対応しているということと保護者も知るべきだなと思うので。それで、細かい個人情報的な部分は気を付けて、こういう形で町は取り組んでいますよということを、保護者も児童生徒にも伝わったほうがいいなと思います。そうすると意識して少しでも歯止めになるかなというのは思います。

以上です。

教育長) 吉田先生はいかがですか。大磯町、初めてお見えになって、いじめに関して。

吉田委員) いじめ問題のことを詳しくは承知していませんけれども、ちょっと気になるというか、いじめ防止対策推進法が平成25年にできていますかね。あの法律はもう、皆さんご存知だと思いますけど、心身の苦痛を感じた段階でもうこれはいじめになるわけですよ、いじめたつもりが全くなくても、本人がそう思った。だから、認知件数はむちゃくちゃ増えるんですね。ずっと増え続けているんです。件数が多いから問題だというのは、おっしゃったとおり、そのとおりなんですけど、ということは、学校だけでなく、保護者も子どもたちも十分に、いじめがあったから解決しようという、どういうふうに解決するかは、本当に学校だけじゃなくてみんなで行わないと、一番学校さんが苦勞しているのは、いじめらしきものがあつたときに、保護者の方がやっぱり解決しろという、学校側の責任でしょうみたいなところが多少あつたりするんですよ。それはやっぱり、みんなで大磯町としては、大磯町として、保護者の方や子どもたちに伝えて、認知件数を増やしていくことは立派な事で、それはどうやって解決するかということに注力すると言いますか、そういうことを少し考えていくと、保護者の方も協力していただいて、子どもは未熟なので、それで成長のためにそれを生かしていければいいかなというふうに思っています。

なかなか難しいですけど、ご家庭も非常に困っていらっしゃるご家庭もあるので、全てうまくいくわけじゃないんですけれども、そんなふうにちょっと、本当に保護者と協力をしていかなきゃいけないかなというのが、ちょっと思っているところです。

あともう一つは、成長しているから認知件数は減っているというのがありますけど、実際は影でどんどん陰湿になってくるんですね。だから、重大事態は小学校の14倍なんですね、高校とかは。だから、明らかに中学校・高校の段階では、発見したときにはもうすごく重大な状態になっているということは、これ、一般的な事なので、これもかなり慎重に見て行かなきゃいけないかなと。

教育長) ありがとうございます。諸岡委員はいかがですか。

諸岡委員) 高学年って、多分書かなくなるんですね。あれってすごく分かりやすく、先生達は何かあると呼び出すじゃないですか、外に。そうすると、多分分かるんですよ、何の話したお前、という感じで、言われるくらいなら書かないというふうにしていて、隠れていつちゃっているかなというのと、さっき鈴木先生が言ったのはすごいよくて、率直にさっきの共有、情報共有

で、個人情報が出っかかるなど、ぱっと思えました。保護者の情報とか。保護者の情報と言ったら失礼ですけど、言葉遣いとか。

でもやっぱり、その年のときだけその担任の先生ってクリアすればいいんじゃないかって、学校全体でというのは、やっぱり1年生から6年生までで、小中一貫とおっしゃっているんだから、中学校までつながるわけで。それで今キャリアシートみたいな、こどもたちの情報をつないでいっているはずなんですけど、もっと細かいところって、ちょっと引っかかりそうですかね、やっぱり、個人情報のところ。

これ、町教委が真ん中で、国府小、国府中、磯小、磯中って、それぞれあって、町教委は全部見れて、小学校・中学校の先生達は、その自分の学校のものだけは見れてというシステムづくりみたいなものって、リアルですか、できそうですか。

学校教育課長) 多分個人情報の問題ではないと思うんですね。

やはり、幼・小・中までの一貫の教育を考えたときに、その共有というのは確かに一本化して、どんどん積み重ねていくほうがいいと思うんですね。もちろんデジタルの問題もあるのかもしれないですけども、それよりも共有のシステム、今のいじめ問題だけでいうと、少なくとも一応毎日、帰りの会が終わったあと、担任の先生がこうやって職員室に集まって、担任の先生がこうやってそこで学年主任を中心に、今日はいじめらしきことがあったかと確認して、それを全部、疑わしきものは全部拾っているんですね、仕組み的には。毎日それができているときと、どうしても何か緊急な会議が入るのでできていないときがあるんですけど、基本的には毎日拾い上げているというのが今の認知件数の積み重ねとして、仕組みとして今やっていただいています。

あと、その中で重大なものとか重いものについて、別に会議を設けたりする形で仕組化はしているんです。

あとは、鈴木委員のおっしゃっていた、教員の当事者意識というところと、やはり担任がどうしても学年主任、管理職がいて、すぐ投げてしまうことで、こどもは担任に一番関わってもらいたいという思いが一番あるので、やはりそこと同時に組織で対応していくというのはすごく大事な視点だと。

仕組化とこちらの伴走についても、やはり続けていくべきだなというふうに考えています。

以上でございます。

教育長) これちょっと、心の健康観察アプリのリーバーについて、ちょっとご説明いただけますか。どういうふうに運用して、どういうふうに使っているか。

学校教育課主幹) 心の健康観察アプリ、これはリーバー社のものを大磯町は導入しているんですけども、こどもたちが毎日の健康観察や心の状態を入力できるようになっておりまして、運用は学校ごとにそれぞれのやり方でやっております。

例えば朝の会のときに入力させるということもありますし、こどもたちが午前中にちょっと入力してねとお願いする形もあるんですけども、これを入力することによって、学校においては担任だけではなくて、全ての教員がチェックできます。例えば授業を持っていない養護教諭が毎日お子さんの様子を見取ってくれたりとか、担任はもちろん、学級のこどもの様子をそうしたところからキャッチできるものですし、後は、なかなかその意思表示が難しい、ちょっと奥手なお子さんもこうしたところで、例えば顔文字等で今日の気分を段階で表したりとかすることで、先生方がそうした、毎日継続して見ていると、その変化をキャッチしやすくなりますので、そこでちょっとこちらから、最近どうって声をかけたりとかですね、あるいは気分がよくないのかなと

か、コメント欄を見て、何か心配なことがあるかと声をかけたりとか、こうした形で使えることができます。

後は、同時に町教委のほうも、全ての学校がチェックできるようになっていまして、例えば学校がなかなか気づけない、私たちが客観的に見て気づけないものについても、私たちが第三者として日々の様子をチェックできる体制になっておりまして、私たちも毎日、大体お昼くらいに入力が終わっていると判断して、お昼休みくらいにこどもたちの様子を一覧で見せてもらっています。その中でやはり気になるコメントがある場合は学校に確認できているかどうかをこちら側から電話をかけて、早期発見、早期支援につながるように、私たちも取り組んでいるところです。

諸岡委員) 毎日やっているんですか。

学校教育主幹) そうです。毎日、係で分担して。

諸岡委員) あんなに忙しいのにその中で。

学校教育課長) はい。ただ、主に顔マークで判断もできますので、とても気分が悪いとか、そういうお子さんで毎日こうやって見ていると、積み上げていると、3日目だなとか、あるいは1週間ずっと、ちょっと変わらないけど大丈夫かなというところが、時系列で見て行くとちょっと見えてくるところがあるので、そうしたものをちょっと分担しながら毎日確認させていただいております。

諸岡委員) コメントが入れられる子はまだいいですね。ちゃんとヘルプが出せるから。本当に隠れちゃっている子とか。

教育長) そうというのは難しいですね。

諸岡委員) 難しいですね。

鈴木委員) そっちが問題。

諸岡委員) リーバー、今入ってみようと思ったけどログインしなきゃいけないみたいで中身が。どんなものか見たかった。何かその、顔文字も、今日間違えて押しちゃったとかと言っていたので、うちの子も。

だからあとは、すごくまずいという状態のときはアラームが鳴ったりとか、先生達が、本当に忙しいので、毎日分刻み、だってお手洗いにも行けないくらい先生達はやることがいっぱいある中でそれをチェックしていて。中学になるとちょっと、時間がもしかしたら教科とかで分からないんですけど。その中で見落とさないということってすごい難しい。

ただ、昔ながらの名前を呼んで、「はい、元気です。」って、「はい、元気です。」と言わせるのがいけないとかと言うのも聞いたので、ちょっと何とも言えないんですけど、あれでやっぱり、「はい、元気です。」という、言葉は「はい、元気です。」なんですけど、全然元気がない子とか、全然いるので、それとこれは多分同じにしたいんだけど、ちょっと心配がありますよね。いい部分もあるし、そうやって、出せないと、ちょっと。

教育長) うまく使えればですね、これをね。

さっき鈴木委員が言ったように、患者とナースの関係のような形で、きめ細かく、うまくリーバーが使えればね。

学校教育課主幹) そうですね。ただ、あくまで手段の一つであるのは変わりませんので、やはりお子さんの顔を見て直接対面でやるということも重要ですし、あとは教科によっては先生が入れ替わったりするときに変化を感じたりもあるので、そうしたキャッチする手段の一つとして活用しているというふうに捉えていただければと。

諸岡委員) これだけが全てじゃないということ。

鈴木委員) ちょっと古い人間で、アナログな人間なので。

昔は、担任をしていて、教室でガラッと入って、こどもたちのぱつと様子を見て、それで担任が感じとってこの子はこうだと、おかしいとか、学級の雰囲気がおかしいと、そういうようなことに担任が感じ取っていました。こういう機械を使って、アプリを使って観察するというのはちょっと寂しいなという。

私は、この前に、さっきもお話したように入院していて、やはり、入院しているときにお医者さんが、朝、元気ですかと、対面で、それで、こっちもまあまあと言う。元気ですとは言えないから、「まあまあです」という。すると、その声を聞いて判断してもらう。そういうアナログのこともすごい、担任として、教諭として大事だなというふうに思います。

それから、1日授業が終わって、それで学年で集まって、こんな様子でしたよという話をする。それで、まとめて、重大事件は報告をするとか言っておられましたけど、職員全員が正規じゃなくて、非常勤だとか、混ざっていますよね。そうすると、途中で帰ってしまう教員もいます。そうすると、そういう人が感じ取ったものが学年に共有できない部分があります。ですからさっき言ったように、気がついた者が、パソコンなりに入力して、こんなことがありました、見かけましたという形にしてもらって、それを基に学年で相談し、もっと大きなものは学校全体で相談をする。

隣の市で、市全体でやっているかどうかは分かりませんが、そういうシステムをつくって、気が付いたことを入力して、それでコーディネーターか何かがそういう情報を見て、それでいろいろと対策を取っているというような学校があるというふうに聞いています。

そういうやっている学校があるんだったら、その辺を参考にして、大磯町でもこれだけいじめ問題で大騒ぎしていますから、きちっとそういう対応をしてもらったらよいと思います。

教育長) 何かありますか。

学校教育課長) ありがとうございます。委員のおっしゃっていた、非常勤と共有ができない問題というのは、結構全国各地で起こっていて、その対策として、いじめ認知の集計は、基本的にはその日その場で共有されたものを学年の担当が必ずExcelに打つ仕組みにしているので。そうすれば、途中で帰られた教員も次の日には共有できたりできますので、必ず関係職員には伝わるような仕組みは継続させていこうかなというふうに思っています。

ただ、非常勤の先生もどこまでこどもの情報を共有していいのかとか、誰がその時にいなかったのか、いたのかって、今、非常にいろいろな種類の非常勤の先生が増えていますので、その辺の共有システムに関しては、やっぱり都度見直ししながら進めていく必要があると思っていますので、一応そんな形で進めていこうと思っています。

鈴木委員) じゃあ、大磯町ではやっているのか。

学校教育課長) 一言で言えばやっています。デジタルで集約するくらいやっています。

教育長) 今のことに関連してでも結構ですし、また別の話題でも結構ですけど。6月のいじめ調査委員会に関してはいかがでしょうか。非常に重要な問題。大磯町としては重要な問題として考えています。

鈴木委員) あと、保護者のほうとは。例えば保護者にこういう対応をただとか。その辺も入力されていますか。

学校教育課長) 保護者対応が済んでいるか、済んでいないか。被害側、加害側の親御さんに言っ

ているか、言わないかの項目もございますので、そこでも管理できている状態でございます。

鈴木委員)　じゃあ、こういう質問がきたとか。

学校教育課長)　そうですね、ちょっと細かく書ける内容、細かい内容が発生した場合には、また別紙をWordで作るような、そういう仕組みになっていますので、拾ったいじめ認知を全て事細かく書くような仕組みにはなっていないので。その内容に特化したものがあれば、それはまた別で、別の文書でまとめていくというような形で進めています。

鈴木委員)　まとめてあって、関係者。

学校教育課長)　関係者が見れるフォルダに必ず入る。

鈴木委員)　見て、またみんなで相談するということ。

学校教育課長)　教諭で共有して、相談できるような形にするように整えています。

鈴木委員)　それはどういうタイミングで。

学校教育課長)　重みによって、その学年主任のほうで学年会をやるというのを次の日にしたり、もちろんその日で集まればその日にする。これが基本です。

それで、その日に対応して、もちろん子ども同士がいれば事実確認をすぐして、すぐ謝罪なり、対応をして、その日のうちに保護者に連絡するというのがベストだというふうに捉えています。

吉田委員)　これ、リーバーというのは、保護者は。

諸岡委員)　見れないと思います。

吉田委員)　自分のこどもの内容も分からない。

諸岡委員)　見ていないです。見ていないですよ。本当は見れたのかな、私が駄目だったのかも。

学校教育課主幹)　リーバーについては、あくまで学校の中で観察するものです。

教育長)　多分あれですよ、いじめだけでなく、虐待とか、様々なものを含めてという調査だからですね。例えば食事がいただけなかったとか、家庭内でちょっと苦しいとか、そういうことを拾うものでもある。

学校教育課主幹)　はい、こちら、今の委員のご質問については、やはり全てのこどもの支援という視点にたって、やはりスクリーニングというのは別にやっております。生活アンケートもそうですし、後は学校によっては月1回ですとか、定期的に集まって、こうしたお子さんの細かな変化についてキャッチする。

特に、目立って何かの対応をしなきゃいけないお子さんは、もちろんそれはすぐやるんですけども、やはり目立ちにくいお子さんもいらっしゃるんで、そうしたところは、SCやSSWもそのスクリーニングに参加してもらって、できる限り複数の視点に立って発見できるようにということとは、大磯も行っております。

これは、神奈川県が進めている、かながわ子どもサポートドックの姿勢にも則っているかなと考えております。

諸岡委員)　吉田先生が言ったのは、もしかしたら生活アンケートの時にしか書けないのかな。リーバーに書けますか、今日ご飯食べてないです、とか。

学校教育課長)　コメント欄を活用して書くことは可能です。

諸岡委員)　だから、自分が書かないと書けないですね、こっちだけでは。

吉田委員)　共有はする必要があるなら、共有したほうがいいですよ、おっしゃったとおりですね。ご家庭も困っているかもしれないし、それは担任の先生が判断して、これをちょっと共有して一緒に見て行きましょうという場合ですよ。

こどもたちが最近多く、これは私たちの教育のまずさですけれども、よいことを言わなきゃいけないと思っているこどもたちが多くて、正解を言わなきゃいけないというのを思っていて、本当はやっぱり自由になんでもいいからしゃべるという機会をつくってあげていかないと、やっぱり自由も見つからないし、自分が辛いことさえも分からないという。特に令和生まれのこどもたちは。いじめられているというのをみんなが思っている、本人はいじめられていると思っていないということもあったりするんですね。だから、それはちょっと教育全体の話ですけれども、やっぱりこどもたちに本当に思ったことを自由にしゃべらせる。訓練じゃないですけど、トレーニングをどんどんやって、ご家庭でもやっていかなきゃいけないのかなと思うんですけど。

ちょっとすみません、広がりましたけれども。

教育長) 本当にそうですね、今、SNSの場合は、そういう訓練ができていない連中が、いきなりSNSでやるからとんでもないことになっています。校内でもSNSみたいな仕組みで、ある程度名誉が守られたような中で、自由に発言できるような、そういうアプリが本当はあったらいいんですけどね。

諸岡委員) 先生とチャットできるということですよ。

教育長) そう。

諸岡委員) 交換日記版SNSみたいな。

教育長) 言ってもいいこと、言っではいけないこととか。

諸岡委員) すごいですね。また先生の仕事が増えるなど。しかし、でも嬉しいかも。私、日記帳をやっていたんですよ。先生、大変だった、3行日記とかをやって、交換して、返事が来ると嬉しくてみたいなのはあったから。でも、仕事を増やしちゃうから。

職務代理) だから、今、日記もXになったのね。あれも炎上しちゃう。

諸岡委員) こどもたちは反論するからですね、今の感じに乗かって。でも、書きやすいか、その分。

でも、櫻田先生のさっきの、保護者にこういうことをやっているんだよというのを、どうやって伝えようと思って。ただホームページに載せるだけでは、多分見ないんですよ。申し訳ないんですけど。

職務代理) 学校外への文書とか、何か電子データ化して、こういうことがあります、やっていたとかいう、ただそれだけでも私はいいと思うけど。

諸岡委員) そのほうがいいかな。ホームページを見ろというのも何かと思うし。でも何もしないと何もやっていないみたいじゃないですか。それはちょっと嫌だなと。

職務代理) そうですね、悔しいじゃないですか。これだけやってきていて、こういう人たちが、保護者も含め、先生達と話しているんだよというのが、ぜひ伝えたいですね。

諸岡委員) 何か文書で言えるだけ、プリントづくりはやりましょうとか。全然関係ないのに。仕事が増えちゃうから。

何か悔しいなと思って。それこそ、学校も家庭も同じ方向を見ないとこどもたちを守ってあげられないから、じゃあ同じ方向を向くためには同じことを知っていなきゃいけないし、知らないで文句を言っちゃ駄目とあって、保護者だって。知らないから、でも不安だから、やっぱり学校のせいとかってなっちゃうから、そうじゃなくて、一緒にとっと思ってもらうにはどうしたらいいかということをしてほしいですね、せつなくなら。こんなに良いことをしているし。

職務代理) A4で1枚くらいで、本当に何か見やすい形の。

諸岡委員) そう。字はあんまりいらないです。

職務代理) そうそう。AIに作ってもらって、それを学校経由でまいてもらえばいいかなと、ちょっと思いました。

諸岡委員) 話している感じがほしいなと。

鈴木委員) でもね、私ね、学校と教員とそれから保護者だけじゃないんです。地域も一緒に子育てをしているんです。だからこどものためにみんなで協力して、いろいろな情報共有をして、そしてみんなに、大磯のこどもたちを健全に育てましょう、そういう意識が大事。地域も大事。

諸岡委員) 本当ですね、お世話になっています。

教育長) いじめに関して、どういうふうな仕組みが、ソフトウェア的にもできるのか、人間的なものができるかというのを、ちょっと、いろいろといいアイデアがあれば、引き続き、委員会としても考えていきたいと思いますが、大体よろしいでしょうか。ありがとうございました。

【報告事項第4号「いじめに係る対応等について」】

教育長) それでは、報告事項第4号「いじめに係る対応等について」です。報告事項第4号については、個人情報を取り扱う案件となります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第4号は秘密会とします。

教育長) 休憩を閉じて再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第4号「いじめに係る対応等について」の報告がありましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、8月20日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

なお、午後は、PTA代表者との意見交換会を行う予定となっております。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和8年度大磯町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和8年8月20日

教 育 長 _____ 武沢 護

教育長職務代理者 _____ 櫻田 京子

委 員 _____ 吉田 浩二

委 員 _____ 鈴木 孝善

委 員 _____ 諸岡 紀子